

令和6年1月23日

成田空港記者会 各位
各報道機関 御中

児童扶養手当の支給誤りについて

児童扶養手当の算定事務において、令和3年度分及び令和4年度分[※]の2年間、22名の方に対し、合計661万2,080円を過大に支給していたことが判明しました。

本件により影響を受けた対象者全ての方に、謝罪と説明を行い、返納することに御了承いただいております。今後は順次、返納に関する事務手続きを進めてまいります。

行政に対する市民の皆様のご信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、今後、このような事態が発生しないよう再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

※ 令和3年度分：令和3年11月～令和4年10月

令和4年度分：令和4年11月～令和5年10月

1 原因と経緯等について

(1) 支給誤りの原因

公的年金給付の併給調整において「障害基礎年金等」の受給者は、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分の差額を受給できるよう、令和2年の児童扶養手当法の改正により受給対象者が拡大されました。

障害基礎年金「等」の中には、「老齢年金及び遺族年金」は含まれないところ、当該年金も含まれると誤った解釈により、支給計算を行った結果、受給対象とならない方に対し、児童扶養手当を誤って支給してしまったものです。

また、その他に現況届の審査に基づく手当額の算定においても誤りがあり、児童扶養手当を過大に支給してしまったものです。

(2) 経緯

令和5年11月下旬 【誤りを認識】	・公的年金等受給者の審査過程で、制度内容を改めて調査し、受給状況を精査した結果、併給調整の誤りを認識しました。
令和5年12月 【過誤支給の判明】	・公的年金等受給者の併給調整を再計算し、支給誤りとなる対象者を把握し、併給調整に該当する全ての対象者を再確認し、支給誤りとなる対象者及び過誤支給額が判明しました。 ・令和3年度分及び令和4年度分の児童扶養手当支給額を再確認し、併給調整以外の支給誤りとなる対象者及び過誤支給額が判明しました。
令和6年1月 【謝罪及び説明等】	・全ての対象者に対して謝罪と経緯を説明し、過誤支給額の返納について御了承いただきました。

(3) 支給誤りの内容

ア 併給調整による誤支給

- ・誤支給者 17名
- ・支給期間 令和3年度分及び令和4年度分
- ・誤支給額 6,313,550円
(1人当たりの過誤支給額67,200円～1,041,620円)

イ 算定誤りによる誤支給

- ・誤支給者 5名
- ・支給期間 令和3年度分及び令和4年度分
- ・誤支給額 298,530円
(1人当たりの過誤支給額5,550円～203,600円)

2 市長及び副市長の給料の減額並びに関係職員の懲戒処分等について

今回判明しました、児童扶養手当の支給誤りを重く受け止め、監督責任として市長及び副市長の給料を減額する関係議案を令和6年3月の市議会定例会に提出することとしています。

減額は、市長が月額給料の10分の3、副市長は月額給料の10分の1で、いずれも3か月間とします。

また、関係職員の懲戒処分等につきましては、次のとおりです。

(1) 非行対象者

- ・健康福祉部子育て支援課 主査補 41歳 男性 戒告

(2) 管理監督者

- ・健康福祉部 部長 57歳 女性 戒告
- ・健康福祉部子育て支援課 課長 58歳 男性 戒告
- ・監査委員事務局 事務局長(前子育て支援課長) 58歳 男性 戒告
- ・健康福祉部子育て支援課 主査 47歳 男性 戒告

(3) 処分等の事案の概要

児童扶養手当の算定事務の誤りにより、令和3年度分及び令和4年度分に過誤支給があったものです。

(4) 処分等の年月日

令和6年1月22日

3 再発防止策について

事務の適正執行について職員の指導を徹底するとともに、本件の原因の一端が、職員の事務処理の内容及び事務の進捗に係る組織的な管理の不徹底であることを重く受け止め、以下の対策を実施します。

- (1) 管理監督職のマネジメント研修を令和6年2月に実施し、コンプライアンスの遵守の徹底及び職場内の情報共有が円滑に行える職場環境の改善を図ります。
- (2) 今後、同様の事例が発生しないよう、事務の確認作業の見直しを行うとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先

- ・児童扶養手当について

担 当 健康福祉部子育て支援課児童家庭班

担当者 中津、五木田

電 話 0476-93-4497 【直通】

F A X 0476-93-2422

メール kosodate@city.tomisato.lg.jp

- ・市長及び副市長の給料の減額、職員の懲戒処分等について

担 当 総務部総務課人事給料班

担当者 五十嵐、山口

電 話 0476-93-1113 【直通】

F A X 0476-93-9954

メール soumu@city.tomisato.lg.jp

参考資料

1 児童扶養手当制度の概要

国の制度により父母の離婚などで、ひとり親や祖父母等に養育される児童の健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的に、その児童を養育している人に支給される手当で、支給は年6回の奇数月となります。

児童扶養手当額（令和5年4月時点）

月額	児童1人	児童2人	児童3人以上の 1人当たりの加算額
全額支給	44,140円	54,560円	6,250円
一部支給	44,130円 ～10,410円	54,540円 ～15,620円	6,240円 ～3,130円

※児童扶養手当の基礎データ（令和5年11月時点）

受給資格者 472名（内訳：支給者370名、不支給者102名）

受給資格者 472名のうち

老齢年金及び遺族年金受給者 17名（誤支給者）

障害基礎年金受給者 8名（支給者）

2 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整について

令和2年10月に児童扶養手当法の改正により、令和3年3月・4月対象月分（令和3年5月に支給）から、ひとり親家庭の障害基礎年金等（※1）を受給している家庭は、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の「子の加算部分の差額」を支給することになりました。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

